鹿児島県公報

平成29年11月28日 (火) 第3370号



発 行 應 児 島 県 〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 編 集 総務部学事法制課 定例発行日(毎週火,金)

目 次

(※については例規集登載事項)

(森づくり推進課取扱い) 1 (森づくり推進課取扱い) 2

(地域医療整備課取扱い) 2

(介護福祉課取扱い) 3

(介護福祉課取扱い) 3

(水産振興課取扱い) 3

(農地整備課取扱い) 4

(道路維持課取扱い) 4

(道路維持課取扱い) 4

(会計課取扱い) 5

ページ

告示

- ○保安林の指定
- ○保安林の指定予定(2件)
- ○救急病院等の認定
- ○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定
- ○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業の廃止
- ○特定漁業者の規約の制定に係る同意の認定 (3件)
- ○県営土地改良事業の換地計画の決定
- ○道路の区域の変更(2件)
- ○道路の供用の開始(2件)

公 告

○落札者等の公告

公安委員会告示

○遊技機の型式の検定の告示

(生活安全企画課取扱い) 6

県立病院局企業管理規程

○鹿児島県立病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程(※)

(県立病院課取扱い) 6

告示

鹿児島県告示第1114号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により,次のとおり保安林として 指定する。

平成29年11月28日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 保安林の所在場所 出水市荘字上桂3674番 5
- 2 指定の目的土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村 森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び出水 市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第1115号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により,次のとおり保安林として 指定する予定である。

平成29年11月28日

鹿児島県知事 三反園訓

1 保安林予定森林の所在場所

枕崎市寿町642番

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村 森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び枕崎市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第1116号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林として 指定する予定である。

平成29年11月28日

鹿児島県知事 三反園訓

1 保安林予定森林の所在場所

出水郡長島町獅子島字立石2176番, 2176番1, 2177番1, 2178番, 2179番, 2179番1, 2181番6, 2182番, 2183番, 2183番2, 2184番

2 指定の目的

干害の防備

- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村 森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び長島 町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第1117号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定により、次の病院 を救急病院として認定した。

平成29年11月28日

鹿児島県知事 三反園訓

1 病院の名称及び所在地

病院の名称	所 在 地
山川病院	指宿市山川小川1571番地
南さつま市立坊津病院	南さつま市坊津町泊19番地

2 認定の有効期限 平成32年11月30日

鹿児島県告示第1118号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者として指定した。

平成29年11月28日

鹿児島県知事 三反園訓

		事業	養 所	申 請 者					14 夕 左 日	1L 18 7
	名 称 所在地		名 称		主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		指定年月 日	サービスの種類	
テ	デイサー	-ビスセ	出水市中央町	医療法人	英風会	出水市向江町2	中村	直英	平成29年	通所介護
ン	ノターオ	ポエム	907番地			番15号			11月15日	

鹿児島県告示第1119号

介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の5の規定により,指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成29年11月28日

鹿児島県知事 三反園訓

	事	業所		指定介護予防サービス事業者				*	11. 18 =
	kr #h-	所在地	kz	£4-	主たる事務所の	代表者	音の氏	廃止年月	サービス
名称		所 任 地	名 称		所在地	名		日	の性親
デイ	サービス霧	霧島市隼人町真	社会福祉法人グ		福岡市博多区博	行岡	良治	平成29年	介護予防
島み	どりのお家	孝3135番	リーンコープ		多駅前一丁目5			11月30日	通所介護
					番1号				
リハ	ケアネクサ	姶良市東餅田	リハケ	アネクサ	姶良市東餅田	野田	祐司	平成29年	介護予防
スあ	いいら	336番地	ス株式会	会社	1442番地 1			12月1日	通所介護

鹿児島県告示第1120号

いちき串木野市大里2963番地 川畑秀実及びいちき串木野市湊町一丁目275番地 上原利昭からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

平成29年11月28日

鹿児島県知事 三反園訓

区域及び区分

- 1 区域 いちき串木野市湊町、大里及び川上区域(市来町漁業協同組合の地区)
- 2 区分 主としてさし網漁業を営む漁業又は主としてごち網漁業を営む漁業

鹿児島県告示第1121号

いちき串木野市大里2981番地3 浜田高嘉及びいちき串木野市大里3048番地4 古川秀夫からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

平成29年11月28日

鹿児島県知事 三反園訓

区域及び区分

- 1 区域 いちき串木野市湊町,大里及び川上区域(市来町漁業協同組合の地区)
- 2 区分 主としてはえ縄漁業を営む漁業又は主として一本釣り漁業を営む漁業

鹿児島県告示第1122号

いちき串木野市湊町22番地 有限会社大久保水産代表取締役大久保匡敏及びいちき串木野市大里2968番地3 有限会社川畑水産代表取締役川畑秀幸からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

平成29年11月28日

鹿児島県知事 三反園訓

区域及び区分

- 1 区域 いちき串木野市湊町,大里及び川上区域(市来町漁業協同組合の地区)
- 2 区分 合計総トン数10トン以上20トン未満の2隻の漁船により船びき網を使用して行う漁業

鹿児島県告示第1123号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定により、土地改良事業県営経営体育成基盤整備長田地区の換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお,この決定に不服のある者は,縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に,鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

平成29年11月28日

鹿児島県知事 三反園訓

- 縦覧書類の名称 換地計画書の写し
- 2 縦覧期間

平成29年11月29日から同年12月26日まで

3 縦覧場所

大崎町役場耕地課

鹿児島県告示第1124号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお,区域を表示した図面は,平成29年11月28日から2週間,鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成29年11月28日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の	路糸	泉 名	名	変	更	の	区	間	変更前後	敷地の幅員	敷地の延長
種類									の別	(メートル)	(メートル)
国道	223号			霧島市	霧島	日日	コ字	東多羅	前	11.0~36.5	117. 0
				2512番	2512番21地先から2511番地			後	13.0~37.0	117.0	
				先まで							

鹿児島県告示第1125号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお,供用の開始の区間を表示した図面は,平成29年11月28日から2週間,鹿児島県土木部 道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成29年11月28日

鹿児島県知事 三反園訓

道路					供用開始
0	路	線	名	供用開始の区間	
種類					の期日
国道	223号			霧島市霧島田口字東多羅2512番21地先から2511番地	平成29年
				先まで	11月28日

鹿児島県告示第1126号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更 した。

なお,区域を表示した図面は,平成29年11月28日から2週間,鹿児島県土木部道路維持課に おいて一般の縦覧に供する。

平成29年11月28日

				鹿児島県知事	三反園訓
道路			変更	敷地の幅員	敷地の延長
\mathcal{O}	路線名	変更の区間	前後	(メートル)	(メートル)
種類			の別	$(\mathcal{I} - \mathcal{I} \mathcal{I})$	$(\mathcal{I} - \mathcal{I} \mathcal{I})$
県道	上屋久永田屋	熊毛郡屋久島町永田字瀬切	前	5.6~25.0	358.8
	久線	4142番98地先内	後	10.0~25.0	339. 6

鹿児島県告示第1127号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始 する。

なお, 供用の開始の区間を表示した図面は, 平成29年11月28日から2週間, 鹿児島県土木部 道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成29年11月28日

鹿児島県知事 三反園訓

道路			供用開始
の	路線名	供用開始の区間	の期日
種類			V 7 77 日
県道	上屋久永田屋久	熊毛郡屋久島町永田字瀬切4142番98地先內	平成29年
	線		11月28日

公

落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成29年11月28日

鹿児島県警察本部長 河野真

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 交通流監視用テレビカメラ伝送装置の賃貸借 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 鹿児島県警察本部会計課調度係

鹿児島市鴨池新町10番1号

- 3 落札者を決定した日
- 平成29年9月29日 4 落札者の氏名及び住所

富士通リース株式会社九州支店

福岡市博多区東比恵三丁目1番2号

5 落札金額

52,799,040円

- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続
 - 一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日

平成29年8月18日

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第128号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和60年国家公安委員会規則第4号)第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

平成29年11月28日

鹿児島県公安委員会委員長 豊島忍

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	CRストライクウィッチーズWT	株式会社三洋物産	7P1376
	В		
ぱちんこ遊技機	C R うしおととら A G ー J	株式会社ディ・ライト	7P1374
ぱちんこ遊技機	CRうしおととらAG-JH	株式会社ディ・ライト	7P1428
回胴式遊技機	ニューシオサイ/EX-30	株式会社パイオニア	7S0861
回胴式遊技機	シークレットハイビスカス/AA	株式会社パイオニア	7S1036

県立病院局企業管理規程

鹿児島県立病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。 平成29年11月28日

鹿児島県県立病院事業管理者 福元俊孝

鹿児島県県立病院局企業管理規程第6号

鹿児島県立病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

鹿児島県立病院事業職員の給与に関する規程(平成18年鹿児島県県立病院局企業管理規程第12号)の一部を次のように改正する。

第11条中「及びドクターへリ救急医療業務手当」を「, ドクターへリ救急医療業務手当及び 医療業務従事手当」に改める。

第15条第1項に次の1号を加える。

(4) 県立姶良病院の職員が心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成15年法律第110号)第100条第2項に規定する外泊に同行する業務(宿泊を伴うものに限る。)に従事したとき。

第15条第2項第1号ア及びイを次のように改める。

ア その勤務時間が深夜の全部を含む勤務である場合 6,800円

イ その勤務時間が深夜の一部を含む勤務である場合 次に掲げる場合に応じ、次に掲げ る額

- (ア) 深夜における勤務時間が4時間以上である場合 3,300円
- (イ) 深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満である場合 2,900円
- (ウ) 深夜における勤務時間が2時間未満である場合 2,000円

第15条第2項第1号ウを削り、同項に次の1号を加える。

(4) 前項第4号の業務 2,000円

第15条の4の次に次の1条を加える。

(医療業務従事手当)

第15条の5 医療業務従事手当は、別表第9の職員の区分欄に掲げる職員が、当該職員の所掌

する業務に従事したときに支給する。

- 2 医療業務従事手当の額は、業務に従事した日1日につき、職員の区分に応じて別表第9に 定める額とする。
- 3 所属長は、医療業務従事命令簿(別記第4号様式)を作成し、これに基づいて、医療業務 従事手当を支給するものとする。

別表第8の次に次の1表を加える。

別表第9 (第15条の5関係)

医療業務従事手当支給区分表

職員の区分	手当額
薬剤師	1,000円

別記第3号様式の次に次の1様式を加える。

第4号様式 (第15条の5関係)

医療業務従事命令簿

職名 氏名

所属長印	直接の 監督者印	年月	日	業務内容	備	考

附則

この規程は、平成29年12月1日から施行する。